

平成18年 4 月

民生文教委員会会議録

平成18年 4 月 6 日（木曜日）

午前11時23分から

午前11時40分まで

市役所 第1会議室

出席委員（6名）

委員長	高 間 信 雄 君	副委員長	水 野 正 光 君
	宮 島 一 君		山 本 誠 君
	山 田 拓 郎 君		熊 澤 宏 信 君

欠席委員（1名）

前 田 幸 雄 君

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次 長 補 佐 後 藤 裕 君

説明のため出席した者の職・氏名

民 生 部 長 小 川 正 美 君 市 民 課 長 兼 松 幸 男 君

付託議案

第49号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について

午前11時23分 開議

高間委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。本日は前田委員が欠席しております。定足数に達しておりますので、直ちに民生文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、「第49号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

第49号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第49号議案説明）

高間委員長 説明は終わりました。続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

水野委員。

水野委員 今、4項、5項関係の減額等、それから6項、7項関係の所得割関係の激変緩和措置ということですが、この相互の関係というのは、どういう関係になるのか。

高間委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 まず、4項、5項につきましては、犬山市の場合ですと、6割軽減と4割軽減といたしまして、均等割と平等割、一般的に2万4,000円に対して、その軽減措置がなされております。それを判定する基準といたしまして、今回、急激に上がるものですから、平成18年度、平成19年度で緩和しようという、軽減措置の基準を一応その中に盛り込んだということであります。

それから、6項、7項については、平成18年度、平成19年度における特別控除で、所得割を算定する、所得割額が出ますと、その7.5%が国保税の数字になりますので、税そのものに着目した税額の軽減措置ということでございます。軽減の基準と所得割の税額を平成18年度、平成19年度で緩和するということです。

高間委員長 水野委員。

水野委員 税額を緩和するということか。

高間委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 ですから、軽減世帯になる方については、今回その軽減で一応軽減されるものと軽減がはずれる世帯があります。

高間委員長 他にございませんか。

山田委員。

山田委員 私も全然わからないものでお聞きするんですけど、いずれにしても、激変を緩和する措置が今回の改正なんですけど、平成20年度には、それは切れるわけですね。それによって、65歳以上の人ですよね、ですから、その影響額というのはどれぐらいのものなのか。

それから、国民健康保険の運営にね、これからいろいろ大変になると思うんだけど、そこらとの関係はどうなってくるか、お願いします。

高間委員長 兼松課長。

兼松市民課長 所得割についての影響額でございますけども、現在、65歳以上の年金受給者

で公的年金控除を受けている人は、大体2,000人ぐらいの方がおみえになります。これが実質、激変の、平成18年、平成19年の特別控除をなくしますと、すぐに3,000万円の国民健康保険税の収入になってくるわけですが、その減額することによりまして、平成18年度については1,950万円の減額、また19年度には1,050万円を減額するという形で平成20年度は減額ゼロということでございます。ですから、2,000人に対する影響につきましては、実質、平成20年度には3,000万円の増額になるということでございます、影響額としましては。対象者は2,000人ぐらいということでございます。

それから、軽減につきましては、6割軽減につきましては、実質、軽減がなされないと、現在335世帯ございまして、平成20年度以降になりますと240世帯に減ります。ですから、平成18年度には対象者が285世帯、平成19年度は247世帯、最終的に平成20年度には240世帯という形で、世帯数が減っていくということでございます。

それで、これの影響額としまして、単純に軽減世帯が減るということで、6割軽減の額で一応試算してみますと、6割軽減については約270万円ぐらいの影響が出てくるということでございます。それから、4割世帯につきましては、実質世帯数が現在ですと212世帯ございますけども、平成20年には119世帯に減るという形でございまして、これに対する影響額といたしましては、170万円ぐらいの影響額になってくるということでございます。

影響額というのは、減額する額ということでございますが、そのような影響で、若干、今回の緩和策がとられるものの、平成20年には、その緩和策がなくなりますから、実質3,000万円の国民健康保険税の増額という、今言いました軽減については、270万円、170万円ぐらいの増になるということでございます。

以上でございます。

高間委員長 水野委員。

水野委員 これは公的年金控除の減額、20万円減額ということですが、老年者控除が廃止されましたね、あれは50万円近くあったと思うんですけども、そちらの方の影響の方が大きいんじゃないかと思うんですけども、実際、そういった影響を受ける方がどのぐらいというか。

高間委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 犬山市の場合ですと、高齢者の特別控除というのは、所得割の算定方法といたしまして3種類ございまして、犬山市の場合は旧ただし書き方式を使っております。高齢者の特別控除が適用されるのは、本文方式という算定方法でございまして、犬山市には直接、今回、高齢者の特別控除は関係ございません。影響ございません。

高間委員長 水野委員。

水野委員 変な質問なんですけど、介護保険もこれ激変緩和されたんですけど、介護保険は今の条例に関係してこないということなんですけども、介護保険は、そうか、金額とか非課税の問題か。

高間委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 今おっしゃいました介護保険につきましてはの影響は、課税、非課税が問題になるものですから、実質、今回の控除額が変わったことによりましての影響というのはほとんどございません。

高間委員長 山本委員。

山本委員 間違ったことを言うかもわかりませんが、民間の健康保険ございますよね。民間では、例えば高額所得者については、国民健康保険よりもそちらの方がいいというようなことを昔聞いたことがあるんですけども、それを継続でやっていくということで、今回のこの改正で、高額所得者ですかね、減額されるということであれば、その人たち、これから団塊の世代がどんどん入ってくるわけなんですけども、リタイアしてですよ、そちらへ移行するような方法があるのでしょうか。

高間委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 国民健康保険の方に高額所得者の方が入ってみえるということですか。

高間委員長 山本委員。

山本委員 あと、今の方で、最終年度の1年間の所得に対して、普通の保険は税額がかかるもので、最後の1年間だけ安く所得を抑えてやろうという人も中にはみえるみたいで、そのあたりのことで、何かこの改正によってね、今まで国保というと、どっちかいうとお金のない人たちが集団で、保険料も少なく入っていた分が多少緩和されるのかなという部分もあるのでしょうか。

高間委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 それは、今回の税改正による影響はございません。ただ、今おっしゃられましたように、社会保険に入ってみえまして、退職されて、2年間は従前の社会保険に加入できるということになりますけども、それ以降につきましては、国民健康保険に移ってみえるということで、あと、仕組み的には、一般と退職者というところに位置づけるということでございまして、今回の公的年金控除の140万円が120万円になったことによるというのは一般的なものでございまして、高額所得者であろうが、低所得者であろうが、税の差の影響はございません。

高間委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第49号議案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて採決を行います。

第49号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

高間委員長 挙手多数。よって、第49号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

高間委員長 以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

午前11時40分 閉議

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

民生文教委員長

本委員会に付託された事件及び審査結果

議案番号	件名	付託年月日	審査結果	審査年月日
第49号議案	犬山市国民健康保険税条例の一部改正について	平18.4.6	原案可決 (賛成多数)	平18.4.6

+

+

+

+

+